

旧寺家村私人相定帳について

中 田 四 朗
渡 辺 勲 晏

私達二人は近世における白子村の型紙製造組織、販売体系を
れは紀州藩財政とどのような関係をもつみ、また白子が伊勢木
綿の積出港として回船仲向や積荷向屋は白子の繁栄とどんなつ
なかりをもつかなどを理解するために調査を行った。幸に舌津
頭ニ氏の御好意で、竹口家の廻船文書、寺尾家の型紙関係文書
などいまだ存向にでていないものまで調査の便宜を与えられた
ので感謝の不尽なり。竹口家の回船文書については、すでに三重
史学会例会でその一部を発表してその輪廓を紹介した。寺尾家

型紙関係文書もすでにいろいろの研究にすでに報告されている
。とくに三重史学会で神戸高校教諭仲見秀雄氏が型紙仲向の構
造を発表されたが、なお明瞭にすべき幾多の点をもちつことな分
つたので、われわれ二人はその究明を意図し、その体系づけを
するための調査をすすめていくわけである。寺尾家は型紙の販売
仲向を統轄するほどの有力者で、その管業状態はいかなるもの
であつたかは、現在の屋敷構えをそれによく物語つてゐる。同
家型紙販売業者であつたため、販売同業者の仲向組織を規定

するもの大沢山ある、その中の主なものを次にみつけてみよう。

宝曆三年十月、惣形売仲向元極控帳、南東行仲向中、同年白子形売仲向定之爭、宝曆五年正月、向廿四定帳、天明三年正月、申向定一札、寛政二年十一月、一札之爭、寛政三年正月、仲向吟味改定帳、同五年十一月、一札之爭、同十年四月、一札二通、同十年八月、一札之爭、同十年十一月、一札之爭、同十二年十一月、一定之爭、享和二年三月、一札之爭、文化三年正月、形売仲向諸事扣、同九年二月、取為替証文之爭、同十年極月、仲向定、同十三年三月、一札之爭、文政九年正月、江戸仲向証文控之帳、文政九年二月、勢州株仲向從

江戸仲向江差遣証文写帳、天保十三年正月、起請一札之爭、弘化二年二月、入置一札之爭、嘉永二年二月、仲向一統定之爭、同四年、為取替申一札之爭、同五年、諸事売物掛方覚日記、同年十一月、儀定書（南東行仲向）、嘉永七年二月、議定書、万延二年正月、判取、慶応元年三月、御規定一札之爭、慶応四年八月、形売仲向儀定連印帳（白子寺家）、このほふ羊代不明の一札之爭二通、差入申一札之爭、議定一札之爭、白子形売仲向定之爭などがある。

右のうち「一札之爭」とあるのは仲向規定を犯すものばかりの場合に、これに違反しないことを誓約したものが多いためである。これは仲向規定を知るうえには関連する文書であり、ここにまとめて列挙したのである。

とこの大寺屋家本型紙販売の仲向にそくするためにこのような仲向規制が多いのである。型紙と直接関係のある型紙製造者の実態および型紙製造者にとつて重要な型紙の本紙製造の様

子、それに商家との結びつきなどまだまだ残された問題である。

型紙販売はその巧妙な組織を通し、全国的に紺屋と関係をもつて商圏を拡張しただけに型紙の製造はそれに応ずる生産が行なわれなければならなかつた。型紙売仲向一三九（又は一三八）株に型紙を供給するためには相当数の製作者が必要とされる。なんとなれば型紙の製作は相当の日数を要するからである。そして型紙師は時代的な需要に敏感でなければならず、それを満足せしめる商家をもたねばならなかつた。

現在われわれは型紙人の組織がいかなるものであつたかを知りうる史料として、文政九戌正月の「取入相定帳寺家村」と「寛政十年十一月十二日の一札之爭」に接したにすぎない。しかし前者は寺家村にそくするものであつて、白子村には型紙人になつたのかの感をもちしめる。これによると型紙人は原則として十人を一組として、統制をとるとともに責任単位として全体で十六組、合計一六一人であつた。このような数字でなければ型紙売仲向に型紙を供給することは不可能であつた。文政九年の「取入相定帳」は、そのお八条にあるのそのまま倍すると型紙人仲向の形成された時局のものであることを示すものである。しかもその申し合せ規定も早い時期にそくするものがあったであろう。われわれはそれを発見し得ないのである。形紙人仲向本完全に寺家・白子両村の型紙売仲向と不可分の関係で、その行権的組織を保持するために設けた規制について「形紙人定之爭」を逐一なためてみよう。

一、他国他所々形買参外共一切二枚売相成不申外

この箇条は、型紙仲向が寺家白子の型紙仲向以外に売却を禁止したものであるが、次の二条は、型紙弟子を他所からとることと許さず、白子寺家からこの特殊技術を外部に発展させないことと心がけたものである。

一、他所より形紙弟子取立不申付

才三条は、他国他所へ形紙にすることも完全に禁止し、万一この規定に違反するものがあれば、組親類から呼びよせて過料拾貫文を徴収された。

一、他国他所より形紙を参り外賣一切相成不申付 萬一心得違は参り付ハ、組親類を呼寄外上加料拾貫文差出し可申事。

才四条は、形紙仲向に対しても勝手に販売をすることと一切禁止し、仲向行司支配下に型紙販売者に売却されたることを明確にしたものである。この規定も違反する場合は、過料五貫文を徴収するものであった。五貫文を出す能力のない場合は、十人組が責任をおう連帯制を形成していた。

一、型紙家中に勝手二板売を参り外賣一切相成不申 若抜ケ売いしは若者有之付ハ、五貫文ツ、加料出し外様相定可申付 萬一本人が得出し不申付師八十人組之処へ急度惣仲向

に取替差出し可申事

型紙職人と型紙仲向との間には宿世話人という一種の仲介屋があったが、それを度外視して直接形紙職人が白子型紙売仲向に形紙を持参して取り引きすることと禁止したので、才六条である。

一、近年宿世話人ヲ差遣 銘々ニ白子形紙家中に形本持参いし外而ハ札ニ相成外故宿世話人外一切持参致向敷付

才七条は、仲向集会の場合又席をすれば過料二〇〇文を出さねばならないものであった。

一、私人寄合致しは節寄合に出席無之方ハ加料式百文差出し外様惣仲向一統相定申付

才八条は、型紙人株はこの文政九年正月より形成されたので、株仲向に加入するにはこれ以後は、惣仲向に株料金歩を納めねばならなかつた。

一、此度私人株定付ニ附此以後私人ニ相成外者ハ惣仲向へ株料と而金歩差出し仲向入可致外様相定申付

才九条は、毎年正月十二日に初寄合をすることを規定した。

一、毎年正月十二日私人参会可仕外様相定可申付
これよりさき白子や寺家以外で型紙人が出現し、型紙販売業者と関係をもつものがあつたようである。寛政十年十一月十二日の白子型紙人の誓約書によると近接した別保村に型紙人が出現したことに関連し、仲介者はこの型紙一切取りあつかわないことを誓約した。また別保村以外の他国他村の型紙人ができても一切取り引きせず、形紙株のない者へ形注文をうけてはならないと誓約した。

一札之事

一、此度別保村ニ形紙人出来申外由被仰聞外故依之右之人に形紙枚ニ而茂取遣付仕向敷被仰聞委細承知いし外 猶又別保村ニ不罷他国他村ニ而茂形紙人出来外共決而形紙引致向敷外并ニ形紙株無之方ニ形注文申向敷外、爲後日仍而之ん印如件

寛政十
午十一月十二日

形壳象中

辰次郎 印
(外十七人印)

以上のような型職人の組織を、直接に理解しようものぐみあ

だらないが、われわれは力をあわせて根気強く調査をすゝめ、
同様の出来料をも利用して型紙生産・販売の全体系を明らかに
して行きたいと思う。